

【交付書面】

証券コード 3082

2023年9月11日

株 主 各 位

大阪府中央区安土町二丁目3番13号

株式会社きちりホールディングス

代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kichiri.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「招集通知」「2023年」を順に選択いただき、ご確認ください）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「きちりホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3082」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年9月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日（水曜日）午後0時30分
（受付開始：午後0時）
開催時刻が昨年と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。
2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪中央公会堂『大集会室』
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権を行使された場合の議決権行使書において議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い致します。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

本株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承ください。

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による各種行動制限が緩和され、2023年5月8日に当該感染症が、感染症法上、2類相当から5類感染症へ分類変更されたことで、3年にわたる当該感染症による行動制限がなくなり、経済活動の正常化に向かう動きが鮮明となりました。一方で、資源価格の高騰、円安や人手不足によるコスト増加など、国内における経済の見通しは依然として厳しく不透明な状況が続いております。

当飲食業界におきましても、当該感染症の第8波の感染拡大があったものの、上記感染症法上の分類変更に伴い、外食需要は回復の傾向を見せております。一方で原材料費、光熱費等の高騰などにより経営環境は厳しく不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、以下のとおり新規12店舗をオープンいたしました。

いしがまやハンバーグ業態では、2022年8月、愛知県名古屋市の商業施設「moz ワンダーシティ」内にて、フードコートスタイル初出店となる「ハンバーグ&ステーキ いしがま工房」、2022年11月、大阪府堺市の商業施設「ららぽーと堺」内にて、「いしがまやハンバーグ ららぽーと堺」、2023年4月、大阪府門真市の商業施設「ららぽーと門真」内にて、「いしがまやハンバーグ ららぽーと門真」、埼玉県越谷市の商業施設「イオンレイクタウン mori」内にて、「いしがまやハンバーグ イオンレイクタウン mori」の4店舗をオープンいたしました。

VEGEGO業態では、2022年11月、大阪府堺市の商業施設「ららぽーと堺」内にて、「VEGEGO オヌレシクタン&café ららぽーと堺」、千葉県柏市の商業施設「セブンパークアリオ柏」内にて、「VEGEGO オヌレシクタン&café セブンパークアリオ柏」、愛知県春日井市の商業施設「イーアス春日井」内にて、VEGEGO業態の中部地方初出店となる「VEGEGO オヌレシクタン&café イーアス春日井」、2023年2月、埼玉県さいたま市の商業施設「イオンモール浦和美園」内にて、「VEGEGO オヌレシクタン&café イオンモール浦和美園」、2023年4月、大阪府門真市の商業施設「ららぽーと門真」内にて、「VEGEGO オヌレ

シクタン&café ららぽーと門真」、愛知県長久手市の商業施設「イオンモール長久手」内にて、「VEGEGO オヌレシクタン&café イオンモール長久手」の6店舗をオープンいたしました。

関西、関東、及び中部地域において、積極的に展開している商業施設への出店を進め、多様な顧客層に対応した魅力的な店舗を提供しております。

焼き肉業態では2022年11月、東京都昭島市にて焼き肉業態の2号店、当社ロードサイド店舗として初出店となる「肉の満牛萬 昭島」をオープンいたしました。肉の満牛萬は都市部立地と郊外ロードサイド立地の双方で展開可能な業態に育てていくことを目標として、郊外ロードサイドのみで市場を拓げる他の焼肉食べ放題ブランドとは一線を画したお客様満足を生み出し、焼肉屋の新たなスタンダードを確立してまいります。

とんかつ業態では2023年4月、愛知県豊川市の商業施設「イオンモール豊川」内にて、「とんかつ とん久 イオンモール豊川」をオープンいたしました。肉質がきめ細やかで歯切れの良い柔らかさをもつ豚肉をこだわりのパン粉でとんかつに仕上げしており、業態3店舗目の店舗となります。

プラットフォームシェアリング事業については、外食企業向けの更なるプラットフォーム強化を進めるとともに、異業種のブランドホルダーに対する出店支援コンサルティング業務のご相談も頂戴しており、今後につきましても、あらゆる可能性を模索しながら、事業の拡大に努めたいと考えております。

フランチャイズ事業については、ハンバーグ業態にて、西日本最大級の総合スーパーであるイズミが展開するショッピングセンター「ゆめタウン」への出店を行っております。

2023年4月より新たに地域創生事業を開始致しました。これまでの「直営展開事業」のみならず、外食事業運営基盤を活用した「プラットフォームシェアリング事業」を通じて、当社がこれまで培ってきたプロデュース力やコンサルティング力を活かして多種多様な分野におけるブランドホルダーとのコラボレーションを実現することで新たな顧客価値を創造し、また人々の働き方やライフスタイルの変化から生まれる様々な課題を新しいテクノロジーによって解決するDXについても積極的に推進してまいりました。このように事業を複数展開する中、「プラットフォームシェアリング事業」で培ったノウハウが、日本全体の活力向上を目指す地方創生に寄与できるのではないかと考え、この度の新規事業「地域創生事業」を開始する運びとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、10,941百万円(前連結会計年度比58.1%増)、営業損失83百万円(前連結会計年度は営業損失1,123百万

円)、経常損失274百万円(前連結会計年度は経常利益355百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失253百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益151百万円)となりました。コロナ禍の悪影響にも関わらず、当第2四半期連結会計期間以降は営業黒字となりました。

なお、当社グループはセグメント情報の記載を省略しているため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は842百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

	業 態	店舗名	開設年月
新規 出店	「いしがまやハンバーグ」	ハンバーグ & ステーキ いしがま工房	2022年8月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ ららぽーと堺	2022年11月
	「 V E G E G O 」	VEGEGO オヌレシクタン & café ららぽーと堺	2022年11月
	「 そ の 他 」	肉の満牛 萬 昭島	2022年11月
	「 V E G E G O 」	VEGEGO オヌレシクタン & café セブンパークアリオ柏	2022年11月
	「 V E G E G O 」	VEGEGO オヌレシクタン & café イーアス春日井	2022年11月
	「 V E G E G O 」	VEGEGO オヌレシクタン & café イオンモール浦和美園	2023年2月
	「 そ の 他 」	とんかつ とん久 イオンモール豊川	2023年4月
	「 V E G E G O 」	VEGEGO オヌレシクタン & café ららぽーと門真	2023年4月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ ららぽーと門真	2023年4月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ イオンレイクタウン mori	2023年4月
	「 V E G E G O 」	VEGEGO オヌレシクタン & café イオンモール長久手	2023年4月

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況をご参照ください。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年6月期)	第 23 期 (2021年6月期)	第 24 期 (2022年6月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売 上 高(千円)	8,048,544	5,615,549	6,920,721	10,941,963
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△366,392	△560,332	355,714	△274,494
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△)(千円)	△609,260	△544,538	151,278	△253,217
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)(円)	△59.59	△53.26	14.90	△25.01
総 資 産(千円)	8,335,384	8,215,312	7,381,776	6,793,949
純 資 産(千円)	1,379,617	868,245	973,996	619,938
1株当たり純資産額(円)	127.20	74.30	84.69	51.44

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年6月期連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年6月期)	第 23 期 (2021年6月期)	第 24 期 (2022年6月期)	第 25 期 (当事業年度) (2023年6月期)
売 上 高(千円)	—	—	—	12,195
営 業 収 益(千円)	487,600	120,000	120,000	447,820
経 常 損 失 (△)(千円)	△22,989	△204,095	△78,619	△32,713
当期純利益又は当期 純 損 失 (△)(千円)	△83,112	△236,541	△167,068	56,809
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)(円)	△8.13	△23.13	△16.45	5.61
総 資 産(千円)	1,751,970	1,564,040	1,359,317	1,434,747
純 資 産(千円)	1,705,555	1,480,125	1,299,211	1,236,960
1株当たり純資産額(円)	164.44	141.30	120.63	118.74

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を2022年6月

期事業年度期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合(%)	事業内容
株式会社K I C H I R I	10百万円	100.0	外食(直営/FC)運営事業 プラットフォームシェアリング事業
株式会社A p p l y N o w	83百万円	90.8	スマート選考ソリューション 『ApplyNow』 『InterviewCloud』 の開発、販売 クラウド型サービスの開発、販売 クラウド型サービスの導入コンサル ティング
株式会社ユニゾン・ブルー	26百万円	51.0	日本における『Plataran』ブラン ドのレストラン部門の展開
PT KICHIRI RIZKI ABADI	28,600百万Rp	51.0	インドネシアにおける『いしがま やハンバーグ』 『CHAVATY』 のフ ランチャイズ展開
株式会社W e b r y d a y	5百万円	100.0 (90.8)	Webページ制作・運用

(注)株式会社W e b r y d a yについては、株式会社A p p l y N o wが97.0%出資する子会社(当社の孫会社)であります。議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の 帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社K I C H I R I	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号	862,547千円	1,434,747千円

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。

このような状況の中、当社グループは「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

① 競合優位性について

当社グループは、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・VEGEGO業態・オムライス業態及び焼肉業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を保持しております。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きが一杯」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

② 人材確保及び教育について

当社グループは、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っております。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多くの階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織の構築を企図しております。

当社グループは、競争が激化している外食業界において持続的な成長を果たしていくために、多様な業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営、フランチャイズ事業及びプラットフォームシェアリング事業、地方創生事業の展開を図るとともに、アフターコロナという時代の変化の中で、新たなビジネスチャンスをつかむべく、柔軟かつ積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

当社グループの主要な事業は飲食事業であります。関西圏・関東圏を中心に、「Casual Dining KICHIRI」を29店舗、「新日本様式」を7店舗、「いしがまやハンバーグ」を26店舗、「VEGEGO」を12店舗、その他46店舗の合計120店舗を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

① 当社

大阪本社 大阪府中央区安土町二丁目3番13号

東京本社 東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号

② 子会社

株式会社K I C H I R I (東京都)

店 舗	大阪府	32店舗
	東京都	33店舗
	神奈川県	18店舗
	埼玉県	9店舗
	愛知県	6店舗
	兵庫県	6店舗
	静岡県	4店舗
	千葉県	4店舗
	京都府	3店舗
	奈良県	3店舗
	長野県	1店舗
	広島県	1店舗
	合計	120店舗

株式会社A p p l y N o w (東京都)

株式会社ユニゾン・ブルー (東京都)

PT KICHIRI RIZKI ABADI (インドネシア共和国)

株式会社W e b r y d a y (東京都)

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
429 (942) 名	65名増 (254名増)

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、店舗休業の状況に応じたものとしております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名	1名増	42.2歳	8.9年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,271,436千円
株式会社日本政策金融公庫	700,000千円
株式会社商工組合中央金庫	600,000千円
株式会社りそな銀行	375,000千円
株式会社関西みらい銀行	254,991千円
株式会社池田泉州銀行	128,364千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円
株式会社三井住友銀行	23,364千円
計	4,453,155千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,600,000株
- ② 発行済株式の総数 10,550,400株
- ③ 株主数 12,102名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社エムティアンドアソシエイツ	4,152,000株	41.0%
葛原昭	348,600株	3.4%
平川勝基	259,500株	2.6%
平川昌紀	242,300株	2.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	235,200株	2.3%
平田哲士	198,200株	2.0%
平川住宅株式会社	136,800株	1.4%
S M B C 日興証券株式会社	135,100株	1.3%
清原康孝	124,700株	1.2%
榎卓生	112,200株	1.1%

(注) 1. 当社は自己株式(425,823株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2022年 5 月 9 日
新株予約権の数		2,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 280,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 11,900円 (1 株当たり 119円)
権利行使期間		2022年 5 月 26 日から 2032年 5 月 25 日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の平均値が一度でも行使価額に 30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役員 保有 状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,800個 目的となる株式数 280,000株 保有者数 4名

		第9回新株予約権
発行決議日		2022年9月28日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 8,500円 (1株当たり 85円)
権利行使期間		2026年9月28日から 2032年9月27日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名

②当事業年度の末日において当社使用人が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2022年9月28日
新株予約権の数		300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 8,500円 (1株当たり 85円)
権利行使期間		2026年9月28日から 2032年9月27日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
使用人の保有状況	使用人	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 3名

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO兼COO	平 川 昌 紀	株式会社K I C H I R I 代表取締役会長 株式会社A p p l y N o w 取締役 株式会社ユニゾン・ブルー取締役 株式会社サニタイズ取締役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役 株式会社C H A V A T Y R & C 代表取締役社長 株式会社W e b r y d a y 取締役
常 務 取 締 役 C F O	葛 原 昭	株式会社A p p l y N o w 代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー監査役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 監査役 株式会社W e b r y d a y 代表取締役社長
取 締 役	平 田 哲 士	営業統括本部長 株式会社K I C H I R I 代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー代表取締役社長 株式会社レストランX 取締役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役
取 締 役	松 藤 慎 治	商品統括本部長 株式会社レストランX 代表取締役社長
取 締 役	木 村 敏 晴	合同会社コロボックル代表 株式会社フロンティアベース代表取締役
常 勤 監 査 役	長 鋪 潤	株式会社K I C H I R I 監査役
監 査 役	榎 卓 生	税理士法人大手前総合事務所代表社員 株式会社T B グループ社外監査役 株式会社アイ・ピー・エス社外取締役 株式会社A p p l y N o w 監査役
監 査 役	井 上 賢	A C C E S S 法律事務所代表

- (注) 1. 取締役木村敏晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役榎卓生氏及び監査役井上賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役井上賢氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役木村敏晴氏及び監査役井上賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成します。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社会情勢、従業員給与の水準も勘案し、総合的に決定します。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

ストック・オプション制度に基づき、株式報酬として対象取締役に対し新株予約権を付与することとします。

e. 基本報酬及び業績連動報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては、取締役会での協議に基づき決定するものとし、具体的配分基準は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価按分とします。

g. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。新株予約権付与の時期等の方針は定めのないものとしております。

h. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

i. 監査役の報酬決定方針

株主総会において決議された報酬限度額内において、各役員職責、在任年数などを総合的に勘案の上、監査役会の協議により決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	104,451 (2,400)	101,268 (2,400)	- (-)	3,183 (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	5,400 (3,600)	5,400 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	109,851 (6,000)	106,668 (6,000)	- (-)	3,183 (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役年額30,000千円以内）と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。
また、上記報酬枠とは別枠で、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年300,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
4. 非金銭報酬等は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権であります。当事業年度に係る当該株式報酬型ストック・オプションは廃止した第7回ストック・オプションの当期費用計上額2,227千円及び第9回ストック・オプションの当期費用計上額956千円を合計した金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役木村敏晴氏は、合同会社コロボックルの代表、株式会社フロンティアベースの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- 監査役榎卓生氏は、税理士法人大手前総合事務所の代表社員であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- 監査役井上賢氏は、ACCESS法律事務所の代表であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 監査役榎卓生氏は、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役、株式会社TBグループの社外監査役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 木村敏晴	当事業年度におきましては、14回の取締役会（定時取締役会8回）に出席し、経営者としての豊富な経験・知識から、経営の意思決定に関し、意見を述べております。長年にわたり飲食業の上場企業にCFOとして携わり、また、経営者としても豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会において俯瞰的な視点から当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 榎卓生	当事業年度におきましては、18回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会において12回の監査役会全てに出席し、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行い、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 井上賢	当事業年度におきましては、17回の取締役会（定時取締役会12回）に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において12回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うことを目的に、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、2023年9月1日開催予定の取締役会において、1株当たり2.5円の期末配当を決議する予定であります。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,853,020	流動負債	2,193,075
現金及び預金	2,458,259	買掛金	333,698
売掛金	379,632	1年内返済予定の長期借入金	699,564
原材料及び貯蔵品	100,090	未払金	332,492
前払費用	133,615	未払費用	422,545
預け金	148,445	未払法人税等	46,449
未収入金	93,200	未払消費税等	206,967
暗号資産	337,098	株主優待引当金	17,451
その他	202,675	その他	133,907
固定資産	2,940,929	固定負債	3,980,936
有形固定資産	1,467,248	長期借入金	3,753,591
建物	1,230,453	資産除去債務	127,703
車両運搬具	1,140	長期前受収益	82,097
工具、器具及び備品	235,654	その他	17,544
無形固定資産	166,101	負債合計	6,174,011
のれん	51,110	純資産の部	
ソフトウェア	113,714	株主資本	522,582
商標権	539	資本金	381,530
電話加入権	737	資本剰余金	494,504
投資その他の資産	1,307,580	利益剰余金	△183,233
投資有価証券	117,412	自己株式	△170,218
長期前払費用	5,761	その他の包括利益累計額	△1,822
繰延税金資産	333,420	為替換算調整勘定	△1,822
差入保証金	851,751	新株予約権	34,754
貸倒引当金	△766	非支配株主持分	64,424
資産合計	6,793,949	純資産合計	619,938
		負債・純資産合計	6,793,949

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		10,941,963
II 売上原価		3,122,725
売上総利益		7,819,238
III 販売費及び一般管理費		7,902,458
営業損失		83,220
IV 営業外収益		
1. 受取利息	820	
2. 受取配当金	3,820	
3. 助成金収入	60,279	
4. 受取保険金	16,521	
5. その他	9,311	90,753
V 営業外費用		
1. 支払利息	21,047	
2. 支払手数料	1,463	
3. 暗号資産評価損	243,921	
4. その他	15,594	282,027
経常損失		274,494
VI 特別利益		
1. 新株予約権戻入益	47,515	
2. 助成金収入	12,432	59,947
VII 特別損失		
1. 減損損失	53,817	53,817
税金等調整前当期純損失		268,364
法人税、住民税及び事業税	43,811	
法人税等調整額	△26,610	17,201
当期純損失		285,565
非支配株主に帰属する当期純損失		32,348
親会社株主に帰属する当期純損失		253,217

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	243,325	流動負債	197,786
現金及び預金	110,154	未払金	104,712
売掛金	5,940	未払費用	29,190
関係会社短期貸付金	15,042	未払法人税等	3,297
前払費用	6,347	未払消費税等	29,871
未収入金	91,765	預り金	13,263
その他	14,076	株主優待引当金	17,451
固定資産	1,191,422	負債合計	197,786
有形固定資産	19,663	純資産の部	
建物	18,033	株主資本	1,202,206
車両運搬具	1,140	資本金	381,530
工具、器具及び備品	489	資本剰余金	364,614
無形固定資産	1,557	資本準備金	341,475
ソフトウェア	1,557	その他資本剰余金	23,139
投資その他の資産	1,170,200	利益剰余金	626,280
投資有価証券	53,579	その他利益剰余金	626,280
関係会社株式	1,029,771	繰越利益剰余金	626,280
長期前払費用	191	自己株式	△170,218
関係会社長期貸付金	30,000	新株予約権	34,754
繰延税金資産	42,744	純資産合計	1,236,960
差入保証金	13,924	負債・純資産合計	1,434,747
貸倒引当金	△12		
資産合計	1,434,747		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 営業収益		460,015
II 営業費用		493,179
営業損失		33,164
III 営業外収益		
1. 受取利息	116	
2. その他	334	450
IV 営業外費用		
1. その他	0	0
経常損失		32,713
V 特別利益		
新株予約権戻入益	47,515	47,515
税引前当期純利益		14,801
法人税、住民税及び事業税	736	
法人税等調整額	△42,744	△42,007
当期純利益		56,809

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年8月30日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年8月30日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月30日

株式会社きちりホールディングス 監査役会

常勤監査役 長鋪 潤 印

社外監査役 榎 卓生 印

社外監査役 井上 賢 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1 再任	ひらかわまさのり 平川昌紀 (1969年7月16日生)	1993年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート（現 株式会社ダイヤモンドソサエティ）入社 1997年11月 個人にて飲食店の経営開始 1998年7月 有限会社吉利（現 株式会社きちりホールディングス）設立 代表取締役 2000年11月 当社代表取締役社長 2010年11月 株式会社オープンクラウド（現 株式会社ApplyNow）取締役（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 取締役（現任） 2018年8月 株式会社きちり分割準備会社（現株式会社K I C H I R I）代表取締役社長 株式会社サニタイズ 取締役（現任） 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 取締役（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長CEO兼COO（現任） 株式会社K I C H I R I 代表取締役会長（現任） 2021年7月 株式会社CHAVATY R&C 代表取締役社長（現任） 2022年5月 株式会社We b r y d a y 取締役（現任）	242,300株
取締役候補者とした理由 平川昌紀氏は、創業時より代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 数
2 再任	くず はら あきら 葛原 昭 (1973年9月19日生)	1998年12月 橋爪総合会計事務所（現 税理士法人 大阪合同会計事務所）入所 2003年2月 当社入社 2005年11月 当社株式公開準備室長 2006年4月 当社管理本部長 2006年10月 当社取締役管理本部長 2010年9月 当社常務取締役経営管理本部長 2010年11月 株式会社オープンクラウド（現 株式 会社A p p l y N o w） 代表取締役 社長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 監査役 （現任） 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 監査役（現任） 2019年4月 当社常務取締役C F O（現任） 2022年5月 株式会社W e b r y d a y 代表取締 役社長（現任）	348,600株
取締役候補者とした理由 葛原昭氏は、2006年10月から取締役として企業経営に従事し、経営管理本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3 再任	ひら た てつ じ 平田 哲士 (1977年7月20日生)	2000年4月 大和実業株式会社入社（現 株式会社 ダイワエクシード） 2001年1月 当社入社 2006年11月 当社営業統括部長 2011年9月 当社取締役営業統括本部長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 代表取締 役社長（現任） 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 取締役（現任） 2019年4月 株式会社K I C H I R I 代表取締役 社長（現任） 2020年7月 株式会社レストランX 取締役（現 任）	198,200株
取締役候補者とした理由 平田哲士氏は、2011年9月から取締役として企業経営に従事し、営業統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	まつ ふじ しん じ 松 藤 慎 治 (1977年11月16日生)	1998年11月 大阪電技株式会社入社 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社執行役員 商品統括本部長 2015年9月 当社取締役商品統括本部長 (現任) 2020年7月 株式会社レストランX 代表取締役社長 (現任)	26,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松藤慎治氏は、2015年9月から取締役として企業経営に従事し、商品統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5 再任 社外 独立	き むら とし はる 木 村 敏 晴 (1977年9月16日生)	2000年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2008年2月 ワタミ株式会社入社 2008年6月 ワタミフードサービス株式会社CFO 2009年4月 ワタミ株式会社上席執行役員CFO 2009年6月 ワタミ株式会社取締役上席執行役員CFO 2011年11月 合同会社コロボックル 代表 (現任) 2012年9月 当社社外取締役 (現任) 2014年1月 株式会社フロンティアベース 代表取締役 (現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>木村敏晴氏は、長年にわたり飲食業の上場企業にCFOとして携わり、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、2012年9月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。</p> <p>また、経営者としても豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会において俯瞰的な視点から当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。</p> <p>当社の取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村敏晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村敏晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、木村敏晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、木村敏晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

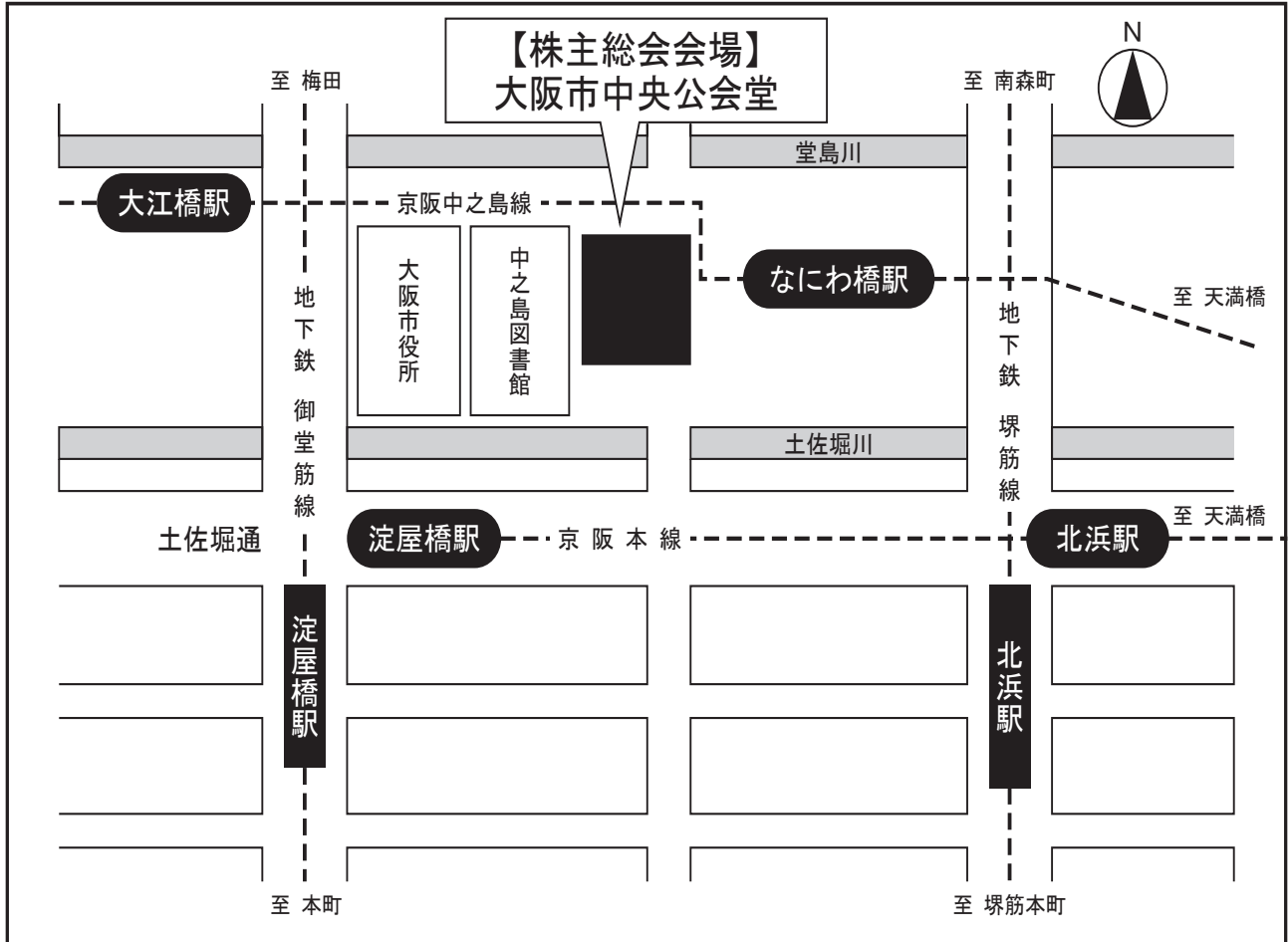
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島一丁目1番27号

大阪市中央公会堂『大集会室』

TEL 06-6208-2002



交通 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線「北浜駅」19番出口徒歩3分

京阪本線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

京阪中之島線「なにわ橋駅」1番出口徒歩1分

※ご来場の際しましては、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

本株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承ください。

株主各位

第 25 期 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

株式会社きちりホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kichiri.com/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役員及び使用人に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清廉潔白や公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。
- ② 公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。
- ③ 法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。
- ④ 当社グループは、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。

(2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ② 監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議の上、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。

(6) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。なお、前記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものいたします。
- ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書管理規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる状態となっております。
- ② 各部門の業務執行にあたっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っております。
- ③ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社のマニュアル等に基づき、主に、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び、財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しております。
- ④ 毎週開催される、経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月 30 日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2022年 7 月 1 日 残高	381,530	495,518	145,919	△ 170,204	852,764
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 75,934		△ 75,934
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 253,217		△ 253,217
自己株式の取得				△ 14	△ 14
非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動		△ 1,014			△ 1,014
株主資本以外の項目の当連結会計年度中 の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	-	△ 1,014	△ 329,152	△ 14	△ 330,181
2023年 6 月 30 日 残高	381,530	494,504	△ 183,233	△ 170,218	522,582

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産 合 計
	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
2022年 7 月 1 日 残高	4,662	4,662	77,865	38,704	973,996
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 75,934
親会社株主に帰属する当期純損失					△ 253,217
自己株式の取得					△ 14
非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動					△ 1,014
株主資本以外の項目の当連結会計年度中 の変動額（純額）	△ 6,485	△ 6,485	△ 43,111	25,719	△ 23,876
当連結会計年度中の変動額合計	△ 6,485	△ 6,485	△ 43,111	25,719	△ 354,058
2023年 6 月 30 日 残高	△ 1,822	△ 1,822	34,754	64,424	619,938

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社K I C H I R I

株式会社A p p l y N o w

PT KICHIRI RIZKI ABADI

株式会社ユニゾン・ブルー

株式会社W e b r y d a y

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 4社

主要な非連結子会社の名称

株式会社サニタイズ

株式会社レストランX

キュアレメディカルケア株式会社

株式会社CHAVATY R&C

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社サニタイズ

株式会社レストランX

キュアレメディカルケア株式会社

株式会社CHAVATY R&C

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT KICHIRI RIZKI ABADI の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、株式会社We b r y d a yの決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、5月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③ 暗号資産

活発な市場が存在しないもの

移動平均法による原価法(期末処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～20年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 飲食事業

飲食事業における飲食サービスの提供に係る収益は、主に店舗における飲食料品の提供による販売であり、顧客の注文に基づいた飲食料品を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、飲食料品を提供する一時点において、顧客が当該飲食料品に対する支配を獲得して充足されると判断し、提供時点で収益を認識しております。

② プラットフォームシェアリング事業

サービスの納品が伴うものについては、納品物を引渡した時点で顧客が支配し履行義務を充足したと判断しており、引渡した時点において収益を認識しております。利用期間の定めのあるサービス等に係る収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間に亘って履行義務が充足されると判断し、役務提供期間に亘り収益を認識しております。

③ フランチャイズ事業

主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。

ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店が顧客に飲食料品を提供する一時点において収益を認識しております。またフランチャイズ加盟金については、契約期間に亘って履行義務が充足されると判断し、一定の期間に亘り収益を認識しております。

④ 地方創生事業

ふるさと納税寄付に関する業務を受託し、返礼品事業者への対応や返礼品代・送料の支払い代行、ふるさと納税のプロモーションに関する業務等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建の金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	1,467,248 千円
無形固定資産	166,101 千円
投資その他の資産	182,519 千円
減損損失	53,817 千円

(注) 1. 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

2. 上記のうち、株式会社K I C H I R Iの固定資産の帳簿価額は1,616,538千円であり、減損損失の計上額は53,817千円であります。また、株式会社A p p l y N o wの固定資産の帳簿価額は112,825千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として飲食事業を営む会社については店舗、株式会社A p p l y N o wのプラットフォームシェアリング事業についてはソフトウェア、その他の事業を営む会社については当該会社を基本単位としてグルーピングしております。

① 株式会社K I C H I R Iの固定資産

飲食事業において、減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、各店舗の事業計画を基礎としております。

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる客数、客単価、原価率、人件費率等であります。割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた事業計画には、

売上高及び営業利益の予測について重要な仮定が含まれており、過去の売上実績や顧客の需要動向を勘案しております。

この割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、仮定の見直しが必要となった場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

② 株式会社Apply Nowの固定資産

プラットフォームシェアリング事業において、減損の兆候がある固定資産については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上することとしております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎としております。

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた事業計画には、売上高及び営業利益の予測について重要な仮定が含まれており、過去の売上実績や顧客の需要動向を勘案しております。

この割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、仮定の見直しが必要となった場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

③ その他事業の固定資産

その他の事業においては、減損の兆候がある資産グループについて帳簿価額と事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上することとしております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	333,420 千円

(注) 上記のうち、株式会社K I C H I R Iの繰延税金資産の計上額は、286,975 千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 2018 年 2 月 16 日）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる客数、客単価、原価率、人件費率等であります。

この課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最

善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

3. 非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
投資有価証券	53,579 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

非上場株式については、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」における市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。超過収益力を加味して取得した非上場株式については、1 株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ 50% 超低下しており、また実績が取得時点の計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められるものについて減損処理を実施しております。

超過収益力を加味して取得した非上場株式については、減損処理を行うにあたり、投資先の過去の実績や入手した投資先の事業計画等を基に実質価額を算出し、当該実質価額と取得原価の差額を投資有価証券評価損として計上しております。

投資先の業績不振や財政状態の悪化により、継続して業績が事業計画を下回る場合には、翌連結会計年度において投資有価証券評価損の計上が必要となる可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,629,127 千円

2. 保証債務

一部の賃貸物件の保証金について当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を 331,423 千円保証しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,550,400 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 9月2日 取締役会	普通株式	50,623	利益剰余金	5.0	2022年 6月30日	2022年 9月11日

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 2月10日 取締役会	普通株式	25,311	利益剰余金	2.5	2022年 12月31日	2023年 3月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 9月1日 取締役会	普通株式	25,311	利益剰余金	2.5	2023年 6月30日	2023年 9月12日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式 280,000株

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1ヶ月以内に回収されるため、そのリスクは限定的です。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業への出資であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されておりますが、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

差入保証金につきましては、建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒さ

れておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに未払費用につきましては、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金につきましては、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 取引開始時に必要に応じて相手先の信用状態を検証するとともに、取引先相手ごとに期日及び残高管理を実施し定期的に財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 担当部署が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)1参照）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	851,751		
貸倒引当金（※）	△766		
資産計	850,985	739,290	△111,695
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	4,453,155	4,418,744	△34,410
負債計	4,453,155	4,418,744	△34,410

(※) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	53,579
関係会社株式	63,832

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	739,290	—	739,290
資産計	—	739,290	—	739,290
長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	—	4,418,744	—	4,418,744
負債計	—	4,418,744	—	4,418,744

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等、適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
飲食事業	10,725,238 千円
プラットフォームシェアリング事業	191,752 千円
地方創生事業	12,195 千円
フランチャイズ事業	12,776 千円
小計	10,941,963 千円
顧客との契約から生じる収益	10,941,963 千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	10,941,963 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「5. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 51円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 25円01銭 |

VIII. その他の注記

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、営業拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、一部については資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を建物の耐用年数や営業戦略を勘案した1～20年と見積り、割引率は当該資産の使用見込み期間に応じた国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
期首残高	67,353 千円
有形固定資産の取得に伴う増減額	—
時の経過による調整額	21
資産除去債務の履行による減少額	△3,338
見積りの変更による増減額 (△は減少)	61,116
その他の増減額 (△は減少)	2,550
期末残高	127,703

なお、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は23,386千円であり、当連結会計年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は175,620千円であります。

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、コロナウィルス感染症の感染症分類が5類に変更となったことを契機に、事業環境や今後の出店戦略等を総合的に検討した結果、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及びその償却年数について、出店形態に応じ細分化して計算する見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額61,116千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更に伴って計上した有形固定資産の一部について減損損失を計上したため、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失が38,311千円増加しております。

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月 30 日

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰余金			
2022年 7 月 1 日 残高	381,530	341,475	23,139	364,614	645,405	645,405	△ 170,204	1,221,346
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△75,934	△75,934		△75,934
当期純利益					56,809	56,809		56,809
自己株式の取得							△ 14	△ 14
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変 動額 (純額)								
当事業年度中の変動額 合計	-	-	-	-	△ 19,124	△ 19,124	△ 14	△ 19,139
2023年 6 月 30 日 残高	381,530	341,475	23,139	364,614	626,280	626,280	△ 170,218	1,202,206

	新株予約権	純資産 合 計
2022年 7 月 1 日 残高	77,865	1,299,211
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△75,934
当期純利益		56,809
自己株式の取得		△ 14
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変 動額 (純額)	△ 43,111	△ 43,111
当事業年度中の変動額 合計	△ 43,111	△ 62,250
2023年 6 月 30 日 残高	34,754	1,236,960

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～20年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料と地方創生事業であります。経営指導料は、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。地方創生事業に関しては、ふるさと納

税寄付に関する業務を受託し、返礼品事業者への対応や返礼品代・送料の支払い代行、ふるさと納税のプロモーションに関する業務等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,029,771 千円

(注) 上記のうち、株式会社K I C H I R Iの関係会社株式の帳簿価額は862,547千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

子会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理を行います。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められております。なお、子会社である株式会社K I C H I R Iについては、実質価額が著しく低下しているものの、将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が十分可能であると判断し、当該子会社株式の評価損は計上しておりません。

将来の事業計画における主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる客数、客単価、原価率、人件費率等であります。

将来の事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度において評価損が計上される可能性があります。

2. 非上場株式の評価

「連結注記表 III. 重要な会計上の見積りに関する注記 3. 非上場株式の評価」に記載の内容と同一であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 40,720 千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 25,195 千円

長期金銭債権 30,000 千円

短期金銭債務 780 千円

3. 保証債務

次の会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社K I C H I R I 426,728 千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業収益	444,000 千円
2. 営業取引以外の取引	115 千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 425,823株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、未払費用であります。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社K I C H I R I	所有 直接100.0	役員の兼任 経営管理 資金の貸付 債務保証	経営指導料 資金の返済 利息の受取 債務保証	444,000 113,570 52 426,728	関係会社 貸付金 —	15,042 —
子会社	株式会社A p p l y N o w	所有 直接90.8	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取	63	関係会社 長期貸付金	30,000
子会社	株式会社CHAVATY R & C	所有 直接100.0	役員の兼任	増資の引受	20,000	関係会社株式	—
子会社	株式会社ユニゾン・ブルー	所有 直接51.0	役員の兼任	増資の引受	20,400	関係会社株式	—
子会社	PT KICHIRI RIZKI ABADI	所有 直接51.0	役員の兼任	増資の引受	42,105	関係会社株式	—

(注) 1. 上記取引金額については消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 株式会社K I C H I R Iの経営指導料は持株会社である当社の運営費用及び業務内容を勘案し決定しております。
- (2) 株式会社K I C H I R Iの資金の貸付は市場金利を勘案して利率を決定しております。また、取引金額については、純額で表示しております。
- (3) 株式会社A p p l y N o wの資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- (4) 株式会社K I C H I R Iの債務保証は、金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお保証料の受領は行っておりません。
- (5) PT KICHIRI RIZKI ABADIの費用の立替については、出店費用、人件費等の立替精算であり、手数料等の支払いは行っておりません。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記(4. 収益及び費用の計上基準)に記載しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	118円74銭
2. 1株当たり当期純利益	5円61銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。